

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和7年5月1日

今治市長 徳 永 繁 樹



1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度Z世代移住・定住促進プロモーション事業実施業務

(2) 業務の目的

本事業は、「おいで今治！もどろう今治！魅力徹底分析・発信事業」で積上げた移住促進事業に関する実績を承継し、ブラッシュアップすると共に、今治市の移住施策をはじめとする市民サービスの優位点や本市の地勢、環境の優位点、市民生活や本市産業の優位点等をまとめ、本市が移住定住に適した地域であることを、本市への移住希望者、今治市出身で他の地域に居住する者、移住者を支援する定住支援員、大学生や高校生等の今治市民に認知してもらうことを目的とする。

併せて、35歳以下の若年者層、特にZ世代をターゲットにし、「今治時間」の認知拡大を図り、今治への移住促進を図るプロモーションを実施することも目的とする。

(3) 業務内容

①シンポジウム等の開催

- ・本市の指定する日時と場所において、シンポジウム等を1回開催すること。
- ・シンポジウムの参加者は、本市への移住希望者、今治市出身で現在は他の地域に居住する者、定住支援員、地域発掘隊員、大学生や高校生等、本市が指名する今治市民とする
- ・シンポジウム等は、過去3年間に実施した魅力徹底分析発信事業で蓄積した調査・分析結果を踏まえたワークショップとその結果の発表会等を今治市と協議をして実施する。

②クリエイティブ（動画等）の制作

- ・今治市への移住を促進するプロモーションとしてターゲットを35歳以下に絞ったクリエイティブ（動画等）の制作を行う。
- ・クリエイティブの製作には過去3年間に実施した魅力徹底分析発信事業で蓄

積した調査・分析結果を踏まえて行うこと。

- ・詳細は、別紙「令和7年度Z世代移住・定住促進プロモーション事業実施業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおり

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月16日までとします。

2 見積限度額

4,455,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年今治市要綱第18号）に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例（平成22年今治市条例第50号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者
- (6) 過去5年間に於いて、本業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務委託の実績（実施中のものも含む。）を有する者

5 担当部署

今治市役所 地域振興部 地域政策局 地域振興課 移住定住政策室

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL：0898-36-1514

FAX：0898-32-5211

Eメール：oide@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準
別紙のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月15日（木）午後5時15分まで
ただし、窓口での配布は、配布期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

ア 窓口

前記5「担当部署」

イ ホームページ

ホームページアドレス

<https://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/proposal/01/>

(3) 配布方法

ア 窓口

実施要領、仕様書及び関係書類を1者に1部配布するものとします。

イ ホームページ

前記(2)のイのホームページからダウンロードするものとします。

8 参加表明

(1) 提出期間

令和7年5月1日（木）から令和7年5月15日（木）午後5時15分（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 実績調書（様式第3号）

(4) 提出部数

1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加表明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているかについて書類審査を実施し、その結果を参加審査結果通知書により令和7年5

月19日（月）までに通知します。

9 質問及び回答

(1) 質問

ア 提出期間

令和7年5月19日（月）17時15分まで（必着）

イ 提出場所

前記5「担当部署」

ウ 提出方法

提出期間内に質問票【様式第5号】を用いて、電子メールにより添付提出することとします。なお、口頭又電話による質問は受付しないこととします。

(2) 回答

令和7年5月21日（水）17時15分までに参加者全員に電子メールにより回答することとします。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和7年6月2日（月）午後5時15分（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 参考見積書（様式第7号）

(4) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

(5) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本8部

11 選定方法

選定は、令和7年度Z世代移住・定住促進プロモーション事業実施業務プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) プレゼンテーション審査（開催日時等は別途通知）

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行います。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記6「評価項

目及び評価基準」による「企画提案力」の評価の高い順に、同項目の得点と同じ場合は見積金額の安価な順に順位を決定し、本業務の契約候補者として選定します。

- (2) 参加者が1者の場合は、令和7年度Z世代移住・定住促進プロモーション事業実施業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。
- (3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。
- (4) プレゼンテーション審査の実施方法等の詳細については、参加者に対し、別途通知します。

12 選定結果

選定結果は、書面により参加者全員に通知します。

13 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

14 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

(2) 契約書

契約書については、提示した契約書（案）により作成します。

